



冷凍空調会報

No.162

2020.2

- 令和2年新年名刺交換会
- フロン排出抑制法改正の概要について



-臥龍梅・藤川天神（薩摩川内市）-

(写真提供：鹿児島県観光連盟)

令和2年 新年名刺交換会



新春恒例の新年名刺交換会が、去る1月9日（木）、鹿児島サンロイヤルホテルで会員をはじめ行政、業界関係者等約100人の参加のもと盛大に開催されました。

はじめに鎌田会長が賀詞を述べた後、「昨年も、7月には九州南部、8月には九州北部の豪雨をはじめ、9月・10月には、台風上陸に伴う暴風や豪雨により、関東・甲信越地方を中心に、広い範囲で河川の氾濫や土砂災害など、想像を絶する甚大な被害が発生した。

このような局地的な豪雨や猛暑、台風の度重なる発生や大型化は、近年、大きく社会問題化している地球温暖化の影響とも言われている。我々が従事する冷凍空調設備の代表的な冷媒であるフロン類は、高圧ガスであるとともに、この地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスでもある。

このような観点から、冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保は、冷凍空調設備業界が一丸となって、取り組まなければならない課題であり、会員一同しっかりと認識していただき、業界に課されている社会的責任を果たしていきたい。

協会としては、今年も組織の充実強化はもとより、関係法令の周知・啓発、業務に関連する各種技術者や技能士育成のための講習会の実施、関係機関との連携などに努めていくこととしており、会員各位の支援・協力をお願いしたい。」と挨拶。

続いて三反園県知事（小村消防保安課長代

読）、森鹿児島市長（吹留鹿児島市建設局建築部長代読）、（一社）日本冷凍空調設備工業連合会の大沢事務局次長から祝辞、さらに協会顧問の柴立県議会議員、上門鹿児島市議会議員からそれぞれ挨拶をいただき、県土木部の中丸設備対策監の新年にふさわしい元気な音頭で乾杯。

参加者の皆さんには、和やかな雰囲気の中で、新年の決意も新たに今年の展望や抱負を語り合い、最後に協会顧問の柴立県議会議員による一本締めで、今年一年のいやさかを願い会を閉じました。



◆2名の役員が辞任されました。長い間、ご尽力いただきありがとうございました。（敬称略）

理事（副会長） 前田 祥登
理事 向野 法真

新年名刺交換会 祝辭（要旨）

鹿児島県知事
三 反 園 訓

皆様、明けましておめでとうございます。
本日、一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会の新年名刺交換会が、関係の皆様多数御出席のもと、盛大に開催されますことを、お喜び申し上げます。

鎌田会長をはじめ会員の皆様には、日頃から鹿児島県の高圧ガス保安行政の推進に多大な御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、冷凍空調設備の自主保安団体として事故の未然防止と適正な工事施工の徹底を図るため、高圧ガス保安法関連法規の周知・啓発、技能士や各種技術者の育成、各種認定・登録申請受理などに取り組まれ、高圧ガスの保安管理体制の維持・向上に大きな成果を上げておられることに対し、深く敬意を表します。

県におきましては、皆様の御協力をいただきながら、国や業界等の動向に配慮しつつ、講習会や保安検査等を通じて、高圧ガスによる災害の未然防止と事業者の安全意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも協会を中心に一致団結して、高圧ガスの災害防止と自主保安の推進に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年十月には、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」と第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」が開催されます。

県民に夢と希望を与え、子ども達の記憶に残るような素晴らしい大会を実現し、おもてなしの心で来県の皆様をお迎えして鹿児島の多彩な魅力を全国に発信する大会になるよう全力で取り組んでまいりますので、御協力をお願いします。

終わりに、一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会の今後ますますの御発展と、皆様の御健勝・御活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

（小村鹿児島県消防保安課長 代読）



鹿児島市長
森 博 幸

祝賀ムードに包まれた歴史的な皇位継承と改元から初めてとなる新春を迎え、皆様に謹んでお慶びを申し上げます。

一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会におかれましては、高圧ガス保安法に基づく自主保安体制の確立や技術者の育成、良質な工事施工などに努められるとともに奉仕活動を通して地域社会の発展に貢献しておられますことに、深く敬意を表しますとともに、本市のまちづくりに温かいご理解とご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、国・地方が総力を挙げて取り組んでいる人口減少問題の克服は、本市においても喫緊の課題であり、「第五次総合計画」や「地方創生総合戦略」に基づき、市民の皆様が豊かさを実感できる都市の実現に向けて、さらに取り組んでまいります。

また、環境問題や健全財政の維持という観点から、既存ストックの有効活用や施設の長寿命化、省エネルギー化への転換が重要となってきており、魅力ある市街地の活性化と併せて、将来に向けて「持続可能なまちづくり」を積極的に推進しているところでございます。

このように、空調設備工事では、「魚類市場（2工区）新築空調設備工事」や「喜入園」、「都市農業センター」、「鴨池公民館」などの空調改修工事を行っているほか、「学校冷房設備」などの改修に向けた設計を進めているところでございます。

近年、省エネルギーや環境保全、防災対策などへの関心が高まり、施設整備に対するニーズの多様化が進む中、皆様方には、これまで培ってこられた豊かな経験や優れた技術とともに、市民生活を支える機能性の高いまちづくりに、引き続き重要な役割を担っていただきたいと思っておりますので、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに。鹿児島県冷凍空調工業保安協会が益々ご発展されることと、新しい年が皆様方にとりまして、輝かしい年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

（吹留鹿児島市建築部長 代読）



冷凍空調高圧ガス保安大会



令和元年度の冷凍空調高圧ガス保安大会が昨年10月26日（土）、鹿児島市のポリテクセンター鹿児島で、会員約40名の参加のもと、開催されました。

冒頭、鎌田会長が「平成30年の高圧ガス関係事故年報によると、全事故件数が679件で、対前年比では34%も増加し、そのうち冷凍保安規則に係る事故件数が310件発生しており、全事故件数の中で最も多い46%を占め、人身事故も3件発生している。

この冷凍保安規則に係る事故件数310件のうち、フルオロカーボンに係る事故が284件、アンモニアが26件で、前年と比較すると、フルオロカーボンの事故が62件増加し、アンモニアが12件増加した。

事象別にみると、310件全てが漏えい事故で、腐食や疲労による機器・配管等の本体からの噴出・漏えいが190件、締結部や可動シール部からの噴出・漏えいが96件、外部衝撃等その他による事故が24件となっている。

その原因のほとんどは、腐食管理の不良や誤操作、検査管理の不良によるものだが、設計不良や施工管理の不良も報告されている。

このため、高圧ガスの一層の保安の確保や事故の防止に、万全を期することはもとより、近年、地球温暖化の影響とみられる大規模な風水害が全国各地で相次いでいるが、代表的な冷媒であるフロン類は、地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスでもあることから、更なる冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保に向けて、冷凍空

調設備業界が一丸となって、取り組まなければならないと考えている。

そのため、技術・施工能力の向上、安全対策には今まで以上に、積極的に取り組んでいただくとともに、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法など、関係法令の遵守、従業員に対する教育訓練の実施や定期的な自主点検の徹底など、自主保安体制の充実に努めていただきたい。」と挨拶。

続いて、特別功労者と優良従業者の表彰、高圧ガス保安活動促進週間の取組について協会事務局の説明、県消防保安課の石元主査から高圧ガス保安法関係の講話、県地球温暖化対策室の松野下技術補佐から「地球温暖化対策」と題して講演が行われ、我々を取り巻く課題について理解を深めました。

表 彰 (敬称略)

特別功労者

株式会社 中釜電設

優良従業者

畠中 修一 (株)岩崎電設

福岡 正和 (南国殖産株)

松村 英人 (株)九州日立鹿児島支社)



高圧ガス保安協会会长賞

受賞者 鎌田 正司 (株)ロイヤルテック

「第56回高圧ガス保安協会全国大会（東京）」で、高圧ガス保安功労者として会長賞を受賞。

地方会員懇談会

北薩地区

- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 令和元年11月8日（金）17：30～ |
| 2. 場 所 | 鶴丸会館（出水市） |
| 3. 出 席 者 | 会員5名、協会役員3名 |
| 4. 懇談会内容 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長あいさつ (2) 出席者自己紹介 (3) 概況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県との災害支援協定について ・各種届出の徹底について ・令和元年度の事業実施状況等について (4) 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ア 地区の業務状況について イ 改正フロン排出抑制法の普及・啓発について ウ 業界の「働き方改革」について など |



和やかな雰囲気の中、届託のない意見交換が行われ、大変有意義な懇談会となりました。

なお、懇談会に先立ち、地元会員にも同行を願い、出水市に対して要望活動を行いました。

具体的には、フロン類を用いる設備の設置・改修工事発注時には、高圧ガス販売事業届やフロン排出抑制法に基づく「第一種フロン類充填回収業者」の知事登録を行っていること、第一種特定製品の確実な定期点検の実施、改正フロン排出抑制法の市民への周知・啓発などの要望内容を記した要望書を椎木出水市長はじめ関係課長等に手交し、趣旨説明を行ったうえで、意見交換を行いました。

会 員 情 報

●代表者を変更しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
シンギ設備工業(株)	(新) 徳重 直紀 (旧) 西垂水兼徳	〒892-0836 鹿児島市錦江町7-23	099-225-1163
ダイキンHVACソリューション九州(株)鹿児島支店	(新) 川野 練 (旧) 向野 法真	〒891-0115 鹿児島市東開町4-91	099-267-7670
日軽パネルシステム(株) 鹿児島支店 (賛助会員)	(新) 秦 裕治 (旧) 椎木尾崇之	〒890-0052 鹿児島市上之園町24-2第12川北ビル7F	099-214-2133

●住所・電話を変更しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
(株)森空調設備	森 四郎	(新) 〒890-0036 鹿児島市田上台2-29-3 (旧) 鹿児島市田上台2-26-23	099-204-0350
(株)児島設備工業	児島 順二	(新) 〒893-0023 鹿屋市笠之原町1517-2 (旧) 鹿屋市笠之原町2102	0994-43-4041
(株)三幸冷機	満留 幸次	(新) 〒896-0052 いちき串木野市上名5169-2 (旧) いちき串木野市西塩田町139	(新) 0996-24-8458 (旧) 0996-32-7424

*会員の皆様には、代表者や住所、社名等に変更があった際は、事務局までお知らせくださいようお願いします。

○会員加入のお願い

フロン排出抑制法の施行などにより、私たちの業界を取り巻く環境が変わる中、当協会でも会員数の拡大や組織の強化が求められており、当協会組織の拡充・強化を図るため、役員全員体制で新規会員加入の促進に取り組んでおります。

会員の皆様におかれましても、お知り合いの未加入の同業者の方々へ、協会加入の働きかけをしていただければ幸いです。

会社紹介

阪東機工株式会社

【会社概要】

代表取締役
社長：丸元 正樹

事業所：本社 〒891-0193 鹿児島市東開町3番地67

電話：099-269-3211

FAX：099-269-3210

(宮崎支社・住吉営業所・鳥栖事業所)

事業内容：建設関連事業（空調設備工事、エレベーター・エスカレーター設備工事
立体駐車場設備、住宅設備機器）

工場関連事業（工作機械、作業工具、電動工具、溶接機器、発電機 他）

登録資格：建設業許可 管工事業、機械器具設置業 鹿児島県知事（特-28）第15241号
電気工事業 鹿児島県知事（般-28）第15241号

ものづくりに携わるお客様のパートナーとして、お客様それぞれの関心事・
お困り事に応じたお役立ち情報を提供しています。

会社紹介



大橋アシスト株式会社 南九州支店

【会社概要】

支店長：梅木 逸雄

事業所：〒890-0068 鹿児島市東郡元町3番27号

電話：099-252-6928

FAX：099-254-3144

事業内容：空調設備・給排水衛生設備の設計・施工

登録資格：管工事業 国土交通大臣許可（特）第873号

消防施設工事業 国土交通大臣許可（般）第873号



会社紹介

株式会社ロイヤルテック

【会社概要】

代表取締役：鎌田 正司
 事 業 所：〒899-2708 鹿児島市四元町1475-1
 電 話：099-248-7997
 F A X：099-248-7616
 事 業 内 容：空調設備 設計・施工 メンテナンス
 登録資格：建設業許可 管工事業 鹿児島県知事許可（般-28）第11895号
 一般用電気工作物 鹿児島県知事登録 第27007号



当社は今年創業26年になります。今後も地域への貢献と信頼、技術力向上を目指し、事業を通じてお客様の快適な空間、暮らしの創造に努めてまいります。

会社紹介



株式会社 岩崎電設

【会社概要】

代表取締役：田淵 好昭
 事 業 所：〒899-0212 出水市上知識町90番地
 電 話：0996-62-1414
 F A X：0996-62-4287
 事 業 内 容：電気設備工事 給排水設備工事 空調設備工事 土木工事一式
 水道施設工事 下水道工事 消防施設工事 净化槽工事 通信設備工事
 登録資格：鹿児島県知事 第6006号
 (特定) 電気工事・管工事
 (一般) 土木・とび土・建築・電気通信・水道施設・消防施設

昭和45年の創業以来、長きにわたり地域で生活する人々のライフラインを守る、地元に根付いた企業です。

皆様の心に残るものを作形にして残せるこの仕事を誇りに思い、私どもは「いいものを真心にのせて」をモットーに、社員一同取り組んでおります。

フロン排出抑制法 改正内容の概要

～令和2年4月1日 施行～

フロン排出抑制法が改正され、令和2年4月から施行されます。

業務用冷凍空調機器の管理者（ユーザー）に代わって「設置工事、点検、保守管理、フロンの回収・再生等」を行う私たち冷凍空調設備業者の社会的責務が増大することになります。

つきましては、今回の改正内容の概要を以下に記しますので、今後の業務の実施に遗漏のないようお願いするとともに、業務用冷凍空調機器の管理者等（ユーザー）に広く周知・啓発をお願いします。

ポイント1 ユーザーによる機器廃棄時の取組

①廃棄等実施者（ユーザー）が、機器を廃棄する際、フロン類を充填回収業者に引渡しをしなかった場合、直罰になります。
 （直罰とは：指導・助言・勧告・命令という行政指導を飛び越えていきなり罰則を科すこと。）



50万円以下の罰金（法第41条・法第104条第二号）

②廃棄等実施者（ユーザー）が、機器を廃棄する際、以下の場合は直罰になります。

- * 行程管理票（回収依頼書、委託確認書）によるフロン類の引渡（交付）をしなかった場合
- * 行程管理票（回収依頼書（写）、委託確認書（写）、引取証明書）を保存（3年間）しなかった場合
- * 行程管理票（回収依頼書、委託確認書）の記載内容不備や虚偽記載をした場合



30万円以下の罰金（法第43条第1～3項・法第45条第3項・法第105条第二～五号）

③廃棄等実施者（ユーザー）が廃棄機器を引き渡す場合は、引取証明書（写）を引取等実施者（廃棄機器を引き取る産業廃棄物業者やリサイクル業者等）へ交付しなければ、直罰になります。

つまり、廃棄等実施者は、引取証明書が無ければ、機器を廃棄できることになります。



30万円以下の罰金（法第45条の2第1項・法第105条第五号）

④機器の管理者（ユーザー）は、点検記録簿を機器廃棄後も3年間保存しなければなりません。

【参考：管理者による第一種特定製品の点検義務】

点検内容	対象機器	圧縮機定格出力		点検頻度	点検者	
簡易点検	第一種特定製品 (冷凍・冷蔵機器) (エアコンディショナー)	全ての機器		3ヶ月に1回以上	管理者	
定期点検		冷凍・冷蔵機器	7.5kw以上	1年に1回以上	十分な知見を有する者	
		エアコンディショナー	7.5kw以上 50kw未満	3年に1回以上		
			50kw以上	1年に1回以上		

⑤使用せずに長年放置されている機器を廃棄するような場合、その機器にフロン類が充填されていないことを確認せずに廃棄することができなくなります。そのため、管理者（ユーザー）は機器にフロン類が充填されているかいないかを確認する必要があり、今後はそのような依頼が充填回収業者に対して多くなる可能性があります。

その際、充填回収業者は、フロンが無ければ「確認証明書」を交付し、フロンがある場合は回収を行ったうえで、通常の行程管理票の「引取証明書」を交付する必要があります。

確認方法 → 実際のフロン回収と同じで、基準圧力以下まで吸引してもフロンが回収されないこと。



* 確認証明書は、廃棄等実施者と充填回収業者（写し）がともに3年間保存

* 確認証明書に記載する事項（様式自由）

- ・廃棄等実施者の氏名または名称及び住所
- ・確認を行った製品の種類及び数
- ・確認前の製品の所在地
- ・確認証明書の交付年月日
- ・確認を行った日
- ・確認を行った充填回収業者の氏名または名称、住所及び登録番号

ポイント2 廃棄機器を引き取る際の取組

①引取等実施者は、廃棄機器を引き取った際に廃棄等実施者から交付される引取証明書（写）を保存しなければなりません。また、引き取った機器の処分を再委託や譲渡する場合は、引取証明書（写）を再委託先や譲渡先の者に回付しなければなりません。



30万円以下の罰金（法第45条の2第2～3項・法第105条第五～六号）

②何人も引取証明書（写）が無い場合やフロン類が充填されていないことが確認できない場合は、機器を引き取ってはなりません。



50万円以下の罰金（法第45条の2第4号・法第104条第三号）

③県は、引取等実施者への報告収集と立ち入り検査ができるようになります。



（法第91条・第92条）

ポイント3 建物解体時の取組

①機器の廃棄者と特定解体元請業者の両者は、建物解体時における事前確認書を3年間、保管する義務があります。



（法第42条第1項、第3項）

②県（フロン排出抑制法担当部局）は特定解体元請業者への報告収集や特定解体元請業者の事務所、建物解体現場へ立入検査ができるようになります。



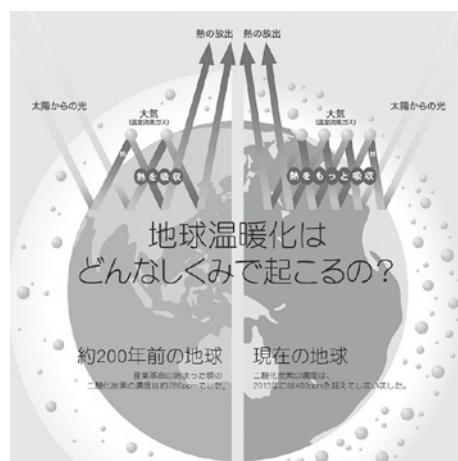
（法第91条・第92条）

ポイント4 充填回収業者の取組

①引渡受託者を通じて廃棄する機器からフロン類を回収したら、引取証明書の原本は廃棄等実施者（ユーザー）へ送付し、引取証明書の写しを引き渡し受託者へ交付することになります。

つまり、引取証明書の原本と写しの送付（交付）先が今までと逆になります。

②機器の管理者（ユーザー）から、機器の廃棄を目的に、フロン類の充填の有無の確認を求められた場合、原則、確認をしなければなりません。【ポイント1⑤参照】





冷媒フロン類取扱技術者の更新講習等について

平成27年4月に施行された「フロン排出抑制法」を受けて、業務用冷凍空調機器の冷媒の充填・回収及び点検について、「十分な知見を有する者」として、平成26年度から第一種及び第二種の「冷媒フロン類取扱技術者」の養成に努めてまいりました。

この冷媒フロン類取扱技術者資格の有効期限は5年間のため、更新手続きを行わないと失効することから、当該技術者として皆様に資格を継続していただくため、当保安協会でも今年度は「更新講習会」を3回実施し、第一種資格者130名、第二種資格者89名、計219名の方々が受講され、資格を更新されました。

令和2年度も4月4日（土）【現在定員80名で募集中】を皮切りに、随時、開催を予定しておりますので、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

なお、この「更新講習」は有効期限到来の1年前及び有効期限が切れてから1年未満の方が受講できます。

また、新たに当該技術者の資格取得を目指す方々のため「冷媒フロン類取扱技術者講習会（第一・二種）」も、引き続き開催を予定しておりますので、こちらも日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。



(第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会)
(令和元年11月8日)

冷凍空気調和機器施工技能士検定試験 学科試験準備講習会 ～国家資格の技能士を目指して～

- ◇ 学科講習日 令和元年12月7・8日
- ◇ 場 所 ポリテクセンター鹿児島
- ◇ 受 講 者 1級 4名 2級 2名
- ◇ 講 師 下別府先生（ポリテクセンター鹿児島）

今回の学科試験準備講習会には計6名が参加し、全員が検定試験合格に向けて、熱心に受講していました。

なお、本番の検定試験は、実技が1月12日、学科が2月2日に実施され、合格発表は3月13日の予定です。

また、実技検定のための受検準備講習会は、ポリテクセンター鹿児島様の主催で、昨年の11月23・24日の2日間実施されました。



発行日 令和2年2月10日発行

発行所 〒890-0064

鹿児島市鴨池新町6番6号

一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会

TEL (099) 254-3948

FAX (099) 258-4839

E-mail krac@arion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://kagoshima-reiku.com/>